

地震免責条項における地震と火災の因果関係

山本哲生

東京大学商法研究会

神戸地裁尼崎支部平成一〇年八月一〇日判決
 (平成九年(カ)第六八号、第一〇二号、甲野一郎対
 日新火災海上保険株式会社 チューリッヒ・イ
 ンシュアランス・カンパニー、火災保険金請求事件)

金融・商事判例一〇四八号一三頁
 [参照案文] 商法六六五条

[事実] X(原告)は、芦屋市にある自宅および家財を保険の目的物とする火災保険契約をY(保険会社)(被告)と締結し、自宅を目的物とする火災保険契約をY₂(保険会社)(被告)と締結していた。平成七年一月一七日午前五時四六分にいわゆる阪神大震災が発生し、その翌日の一月一八日の午前五時半頃、震度三の余震があり、その約一〇分後に、Xの自宅の一軒おいて隣にある訴外A宅の二階付近から出火し(事実①)。余震の約一〇分後にA宅が大火、この火災が延焼してXの自宅が全焼した。これらの保険契約の普通保険約款には、いわゆる地震免責条項が含まれていた。すなわち、地震によって生じ

た損害(地震によって発生した火災が延焼又は拡大して生じた損害を含む)に対しては保険金を支払わないこととされていた。

そこで、Xの損害が地震免責条項に該当するかどうかが問題になり、Xが保険金の支払を求めて訴えたのが本件である。

出火当時の状況に関して、上記の事実

以外に次のような事実が認定されている。本震によるA宅の被害状況は、屋根瓦がずれ落ち、東側の外壁がめくれ、二階では天井の蛍光灯が落下するというようなものであった(事実②)。本震後、送電が暫く中断したが、A宅周辺では一七日の夕方ころには家庭への送電は復旧していた(事実③)。出火当時A宅に在宅していたのは妻だけであり、本震以降出火

まで二階に上がった者はいない(事実④)。出火の前後にA宅近くで見知らぬ

男が目撃している(事実⑤)。出火時に雷のような「ドドーン」という音がした(事実⑥)。消防署の公式見解では、出火原因は「不明火」とされている(事実⑦)。

〔判旨〕 請求棄却。

事実①②③④によると、「A方の出火は、本震や余震により二階南側和室辺りの屋内配線が破損し、そのため短絡等が生じたことによるのではないか」と推認されることも可能である」。

しかし、事実⑤、事実⑥の音は通常の通電火災時に出す音とは明らかに異質であること、事実⑦⑧に照らすと、「A方の出火はいわゆる通電火災ではなく、不審火による疑いもなくてはないと見る余地があるといわねばならない」。

「そうすると、A方の出火と地震(本震及び余震)との間に相当因果関係を肯定することは相当でないから、右出火が

地震によって発生した火災ということはできず、したがって、原告の損害が普通保険約款の地震免責条項に該当するといふこともできない。」

〔評釈〕 判旨に疑問がある。

二 最初に、本判決が因果関係を否定した認定のありかたを確認しておくと、判旨は、まず、事実①～④から、通電火災と推認することも可能であるとする。これらの事実と通電火災であることとの関係を推測すると、まず事実④は二階には火の気はなかったこと、つまり失火ではないことを示すといえよう。そして、事実③からすると、本件が通電火災であるとすれば余震によって配線が破損して火災になつたことになるが、事実②(通

「地震免責約款の解釈」 損保研究三四卷三号一二三頁)。大地震の際に建物が火災による損害を被つた場合に、個々の建物の火災の原因が地震かどうかを具体的に明らかにすることは困難であるから、どのような事実があるときに因果関係を認定できるかが問題になる。

なお、地震と火災の因果関係についての証明責任は保険者にあることに関しては、裁判例(東京地判昭和四五・六・一二下民集二一卷五二六号八六四頁等)、学説(石田満「火災保険約款における地震免責条項の解釈」保険契約法の基本問題一九五頁、岩崎稜「地震損害と保険」現代損害賠償法講座八五九頁、岡田豊基「阪神・淡路大震災と保険」神戸学院法学二六卷一号七六頁、北河隆之「地震免責約款の効力」裁判実務大系26二二四頁)とも異論はない、本判決も証明責任は保険者にあるものとして判断している。

二 本判決は、本件出火は地震によるものではないとして、本件の損害は地震免責条項に該当しないとしたものである。地震免責条項の適用に関しては、地震と火災の因果関係の証明が問題になることは以前から指摘されている(野津務

電火災を示す事実といふ観點からすれば、これは震度三の余震による配線の破損がありうるような被害状況だったことを示すという意味があるとみることができると事実①は通電火災を直接推定させる事実といえよう。

次に、判旨は事実③⑤⑥⑦から、不審火による疑いもなくはないとして、結論として因果関係を否定する。事実③⑥⑦は通電火災を直接否定する事実で、事実⑤は放火という他原因を示す事実といえよう。

三 地震と火災との因果関係の認定について、通常は間接事実から経験則を通して因果関係を認定することになる。この点に関して、学説では一応の推定が認められるといわれることもあるが（野津・前掲二五頁、石田・前掲一九七頁、北河・前掲二五頁）、具体的にどのような事実があれば因果関係を認定してよいとするのかは必ずしも定かではない（一応の推定により地震と火災の因果関係を認めた裁判例として、後掲東京地判大正一三・一〇・一八、東京地判大正一四・一二・三四、宮城控訴昭和一二・一二・二八等があげられている。野津・前掲二六頁等）。

次に、従来の裁判例における地震と火災の因果関係の認定のあり方をみていくこととする。まず、出火原因についての具体的的事実はほとんどなしに、大地震によつて莫大な損害が発生したという状況

二・一・二・一八新聞四二七号五頁)。また、宮城控辯昭和二八年二月二日(同上)は、東京地判大正一三・一〇・一八新聞二三二三号六頁)。

これに対して、地震発生の数時間後の火災について因果関係を認めなかつたものがある。大阪地裁平成九年一二月一六日判決(判時一六六一号一三八頁(①事件))は、地震発生の三時間後に倒壊した家屋から出火したといふ事件について、因果関係を認めなかつた。もつとも、この判決は、火災の延焼と地震の間には因果関係が認められるとして、結論的には保険者の免責を認めていた。また、神戸地裁平成一〇年六月二六日判決(判例集未登載(損保企画六八七号二頁参照))は、地震発生の一、三時間後の火災につき、因果関係を認めなかつたが、建物は倒壊しておらず、被害は軽微だつたものであることを認めたものとして、東京地判大正一三・一〇・一八新聞二三二三号六頁)。

八〇号二頁参照)。なお、宮城控訴昭和二・一二・二八新聞四三七号五頁。また、当該火災が地震による火災から徐々に延焼したものであることを認めたものとして、東京地判大正一三・一〇・一八新聞二三三三号六頁)。

これらの裁判例では、大地震によつて莫大な損害が発生したという状況だけから地震と火災との因果関係を認定できるかが問題の一つとなつてゐるが、地震直後に倒壊した建物から出火したという場合以外では、このような状況だから直ちに因果関係を認定することはしないものが多い。地震直後の倒壊した建物からの火災のような場合であれば、この事実だけでもかなり高度の蓋然性で因果関係があるといえよう。ただし、地震から出火までの時間が経過すればそれだけ地震以外の理由による火災の可能性が増すので、地震後の火災であることだけから因果関係を認定してよいかは問題となつてくる。また、当然のことであるが、一般的には莫大な損害が発生したとしても、当該建物の地震による被害が軽微であれば、地震によつて火災が発生した蓋然性は低くなる。したがつて、前掲神戸地裁判平成一〇年四月二七日判決や前掲神戸地

た状況で火災が発生したという事案であった。なお、この判決は、出火原因は不明としたが、地震による消防力の低下により火災が拡大したとして、損害の半分について地震と火災の拡大の間の相当因果関係を認めていた。神戸地裁平成一〇年四月二七日判決（判時一六六一号）三八頁（③事件）は、地震から六日後に火災が発生したという事案について、因果關係を認めなかつた。

裁判平成一〇年六月二六日判決のようないべく、因果関係を安易に認定しないことは妥当だと思われる。

また、地震後ある程度時間が経過した時点での火災の場合には、後述の裁判例のように、ある程度具体的な事実が利用できることも多いようであり、そのような場合には、地震後の火災ということだけから因果関係を認定するという方法は用いるべきではない。ただし、地震から一定時間経過後の火災において具体的的事実が不明な場合には、因果関係の認定が困難であるという問題は残る。

因果関係を認定している（前掲東京地判大正一四・一二・二四、東京地判昭和六・五、二六新聞三三七四号一二頁、大阪控訴判昭和八・四・三四新聞三五五八号五頁、東京控判昭和九・四・二〇新報三六七号二一頁、否定したものとして、大阪地判昭和六・五・二六新聞三三八〇号六頁）。

本件のような通電火災に関しては、まず、通電火災を認めなかつたものとして、前掲神戸地裁平成一〇年四月二七日判決および前掲神戸地裁平成一〇年六月二六日判決がある。これらのケースでは

発火場所と送電設備の場所が違うことや、ショートに対してはブレーカーが落ちる仕組みだったことなどが認定されている。通電火災を認めたものとして、神戸地裁平成一〇年四月一四日判決(判例集未登載〔損保企画六八〇号二頁参照〕)があるが、電気配線にショートの跡が見られるなどの比較的具体的な事実が認定されている。また、神戸地裁尼崎支部平成一〇年八月一〇日判決(金判一〇四八号一〇頁)では、地震後は発火場所である三階には誰もいっていないこと、火災後にコンセントとつながったままの転倒した電器ストップが三階から発見されたこと(ただし地震前はスイッチがオフであった)、火災発生は送電開始の約二〇分後であることから、地震により電器ストップが転倒し、スイッチがオンになったことによる火災と認定されている。もつとも、この判決では、結論としては、地震発生後三日の間に電器ストップのことを認識しながらコンセントを抜きにいかなかつたことなどから、専ら過失による火災であるとして地震と火災との相当因果関係を否定している。

以上のような地震と火災の因果関係の認定における従来の裁判例の全体的な印象として、証明度の軽減について一言述べておくと、一概には判断できないが、明らかに証明度を軽減しているということはないようと思われる(前述した以外

リスト

や、ショートに対するブレーカーが落ちる仕組みだったことなどが認定されて

いる。前掲東京地判昭和四五・六・二二がある)。

五 最後に、本判決の認定のあり方を

検討する。本判決は、前述のように、通電火災が起こりうる被害状況であったこと、余震時刻と発火時刻が近いこと、失

火の可能性がないことから、通電火災であると推認できるとしている(前掲神戸地尼崎支判平成一〇・八・一〇では、地震前はストップのスイッチがオフであったことからすると、本件と同種の事実からストップに通電されたことによる火災であると認定されているようと思われる)。

次に、本件における通電火災であることを否定する事実について検討する。まず、他原因を示す事実として事実⑤があ

るが、これが放火を示す程度はかなり弱いと思われる。通電火災であることを直

接否定する事実としては、事実⑥⑦③があ

る。事実⑦の意義は、消防署の公式見解が具体的にどのような事実に基づいて

いるかによる。判旨で示されているのと

同程度の事実に基づいているのであれば、消防署の公式見解は独自の意味はも

たない(石田満〔本件判決〕損保企画六九七号五頁参照)。次に、事実③について

は、これが本震による通電火災を否定する趣旨であげられているのであれば問題

はない。しかし、余震による通電火災を

否定する趣旨であれば問題がある。なぜなら、事実③が通電火災を否定する事実となるのは、余震によつて配線が損傷し

たのではないと判断した場合であり、したがつて事実③をどうとらえるかは本震

の事例に関するものとして、前掲東京地判昭和四五・六・二二がある)。

外的事情と事実上の推定について、賀集唱

「事実上の推定における心証の程度」民訴雜誌一四号四九頁)。ただし、本件は余震によつて新たに損傷が起こったことを認定するという事案であるから、余震によつて損傷が生じる蓋然性をどうみるか(余震によつて損傷が生じるような被害状況だつたとみるかどうか)は問題になりうると思われる。

次に、本件における通電火災であることを否定する事実について検討する。まず、他原因を示す事実として事実⑤があ

るが、これが放火を示す程度はかなり弱いと思われる。通電火災であることを直

接否定する事実としては、事実⑥⑦③があ

る。事実⑦の意義は、消防署の公式見解が具体的にどのような事実に基づいて

いるかによる。判旨で示されているのと

同程度の事実に基づいているのであれば、消防署の公式見解は独自の意味はも

たない(石田満〔本件判決〕損保企画六九七号五頁参照)。次に、事実③について

は、これが本震による通電火災を否定する趣旨であげられているのであれば問題

はない。しかし、余震による通電火災を

否定する趣旨であれば問題がある。なぜなら、事実③が通電火災を否定する事実となるのは、余震によつて配線が損傷し

たのではないと判断した場合であり、したがつて事実③をどうとらえるかは本震

による被害状況を余震によつて配線が損傷するような状態とみるかどうかと関連するからである。判旨が最初に通電火災であると推認できるとしていることは、余震によつて配線が損傷するような状態であったといふことであるのにに対し、後

に判旨が事実③を通電火災を否定する事実としてあげているのは、余震によつて配線が損傷するような状態ではなかつたことであるから、判旨が建物の損傷状態をどうとらえているのかは不明確である。余震による通電火災を否定する要因として意味をもつたためには、被害状況が困難であるかもしれないが、事実③が余震による通電火災を否定する要素として意味をもつたためには、被害状況が把握が前提となる。判旨はこの点が不明確であるが、実際に、余震によつて配線が損傷するような状況ではなかつたとすれば、因果関係を認めない判旨の結論は妥当であるといえる。

事実⑥については、この音が本件出火によるもので、通電火災には異質であるとすれば、通電火災を否定する事実であることには問題はないであろう。ただし、本件の音が出火に関するものであつて、通電火災には異質であるといえるかどうかについては問題があるようと思われる。この点につき、判旨は明らかに異質であるとするだけであるが(音が出火に関するものであることは前提とされている

ジャリスト

ようである、そもそも、本件の音は不審火についても通常は生じないようと思われる事からすれば、配線の短絡自体からは音はしないのが通例であるとしても、短絡とは別の原因で音が発生するような状況はなかつたのかという疑問が生じる。この点を明らかにするためには、音の原因は何と考えられるのか、通電火災ではこのような音はありえないのかについて、より詳しい判断材料が必要だと思われる（判旨では「雷のような音がしたので外をみると、A宅から電気のショートする音が聞こえ、火花が出ており」という証言があげられているが、この証言からしても、音と出火が関係しているのか、あるいは音は通電火災には異質と断定できるのかには詳しい検討が必要なように思われる。石田・前掲〔本件判批〕四頁）。これららの点に関する事実関係が不明であるとすると、音のために通電火災である蓋然性がかなり低くなるという判断にも疑問がでてくる。以上を総合すると、余震によって配線の損傷が起こるような状態ではなかつたといふ可能性を除けば、判旨記載の事実から地震と火災の因果関係を否定することには疑問がある。

（やまもと・つお 北海道大学助教授）

株主代表訴訟と会社による被告 取締役側への補助参加

菱田雄郷
東京大学商法研究会

名古屋高裁平成八年七月一日決定
 (平成八年(ア)第六七号、補助参加申立人中川徹ほか一九名対基
 本件被告阿部浩平ほか六名、補助参加申立事件出)
 判例時報一五八八号一四五頁
 [参照条文] 商法二六七条・二六八条、旧民訴法
 六四条・六六条

〔事実〕 本件はZ会社（補助参加申立人、抗告人）の株主Xら（原告）が同会社の取締役Yら（被告）に対して提起した株主代表訴訟において、Z会社がY側に補助参加できるかが争われた事案である。まず基本事件について説明する（名古屋地判平成一〇・三・一九判時一六五二号一三八頁）。電力会社であるZ会社は原子力発電所建設を計画したが、その過程で建設予定地の海洋調査を行うこととなり、同地に漁業権を有する訴外A漁協の同意を得る必要が生じた。そこでYらはA漁協内での原発推進の機運を壊さぬよう、二億円をA漁協に預託することを決

定し、A漁協との間で預託に関する覚書を交わした。Xらは、この支出はA漁協で総会決議が欠けていることを知りながらなされたという点、A漁協の意思決定を歪める目的でなされたという点で違法性を帯び、Yらにはこのような違法性を十分に知りながら支出に積極的に賛成し、あるいは反対しなかつたという点で善管注意義務違反があると主張してYに対し代表訴訟を提起。Z会社はY側に補助参加申立。原審は申立て下。Z会社抗告。

〔決定要旨〕 抗告棄却。

「補助参加できる者は『訴訟ノ結果三付利害関係ヲ有スル第三者』であることと要するところ、『訴訟ノ結果』とは立法論は格別として、右の文言及び趣旨に照らし、訴訟の勝敗即ち本案判決の主義の遂行を十分に果たさないという結果を招来するおそれなしとしない」とい

りないと解するほかない。したがって、補助参加人の権利義務、法律上の地位は、訴訟物である権利関係の存否を前提として決せられることになる。」

「訴訟当事者間ににおいても既判力の及ばない判決理由中の判断について、広く第三者に利害関係を肯定することは妥当でないというべきである。」

「本件訴訟の訴訟物はYらのZ会社に対する……損害賠償請求権……であつて、本件訴訟の判決の主文における判断について、Z会社は原告である相手方らとは実体法上の利害を共通にし、対立する関係ではなく、逆に、Yらとは実体法上の利害が相反し、対立する関係にあることが明らかであり、もし、Yらへの補助参加を認めることになると、Z会社は、自己に属し、自らがその存否について既判力を受ける損害賠償債権につき、その存在を争う当事者のために訴訟行為をすることが許されるという関係になり、民事訴訟の基本構造に反する結果となる。」

なお実質的な理由として、補助参加を認めると、「取締役に会社の業務執行者に同調しておけば安心であるとの安易な気持を無意識のうちに生じさせ、右忠実義務の遂行を十分に果たさないという結果を招来するおそれなしとしない」とい

うことも挙げている。

〔評批〕 理由、結論ともに疑問があ